

# 令和5年 第1回真室川町教育委員会 会議録

令和5年2月21日（火）午前9時30分より、真室川町役場町民研修室において令和5年第1回真室川町教育委員会を開催した。

- |         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 1. 出席委員 | 教育長 | 門脇 昭  |
|         | 委員  | 遠田 且子 |
|         | 委員  | 山田 敏一 |
|         | 委員  | 鮭延三枝子 |
|         | 委員  | 中塚 聖子 |

- |           |        |       |
|-----------|--------|-------|
| 2. 事務局出席者 | 教育課長   | 高橋 雅之 |
|           | 指導主幹   | 早坂 真紀 |
|           | 学校教育係  |       |
|           | 課長補佐   | 山田 千穂 |
|           | 生涯学習係  |       |
|           | 課長補佐   | 佐藤 正美 |
|           | 子育て支援係 |       |
|           | 課長補佐   | 栗田 猛  |

## 3. 会議案件

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 教育長事務報告について

日程第3 報告

日程第4 議案第1号

真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する原案について

日程第5 議案第2号

真室川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

日程第6 議案第3号

令和4年度教育予算補正案の原案について

日程第7 その他

日程第8 閉会

#### 4. 会議の経過

教育長 委員の定数を満たしておりますので、只今から令和5年第1回真室川町教育委員会を開催いたします。本日の案件は、日程第1から日程第8までとなっております。よろしくお願いいたします。

はじめに、日程第1「前回会議録の承認について」となります。事前に資料をお配りしておりますが、訂正などはございますか。

一同 ありません。

教育長 ご承認いただいてよろしいですか。

一同 はい。

教育長 承認いただきました。続いて、日程第2「教育長事務報告について」事務局から報告をお願いします。

山田補佐 (学校教育係の事務報告及び予定を一括で説明)

栗田補佐 (子育て支援係の事務報告及び予定を一括で説明)

佐藤補佐 (生涯学習係の事務報告及び予定を一括で説明)

教育長 事務局からそれぞれ一括して説明がありました。3月17日の栄寿大学閉校式には講師として山形市在住のラジオパーソナリティなどをしておられる荒井幸博さんをお迎えします。3年ほど前から来ていただく話がありましたが、コロナ禍で実現せず、今回ようやく実現しました。今回は一般の観覧を募集する予定ですか。

教育課長 今回は公開講座となりますので、区長回覧で周知します。

教育長 栄寿大学に参加していない方からも、お話を聞いていただければと思います。

鮭延委員 栄寿大学の受講人数は何人ですか。

佐藤補佐 全体で44人です。

教育長 栄寿大学には、私も年に1、2回参加させていただきますが、皆さん意欲的に活動されています。様々な趣味講座がありますので、是非参加してみてください。他に質問等ございませんか。

一同 ありません。

教育長 なければ次の日程第3「報告」について、説明をお願いします。

教育課長 (マスク着用のルール変更に伴う対応、令和5年第1回町議会定例会に上程を予定している子育て支援関係の条例改正、県事業ドリームキッズの認定について説明)

教育長 マスク着用のルールについて、学校は卒業式を除き4月1日から、保育施設は3月13日から原則マスク着用しなくていいという方針が示されました。コロナが5類に移行するのは5月8日からとなります。マスクを外すことは強制ではないよう、対応に注意しながら確認していきたいと思います。卒業式に関しては県で細かく方針が定められており、そ

れに沿うことを校長会で確認したところですが、少し煩雑になるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思ひます。卒業式への教育委員の参加について、再度確認をお願いします。

教育課長 保育所、小学校の卒業式については、同日同時刻の開催予定ですので出席の調整が必要ですので、学区毎の分担とさせていただきます。こども園については、会場の規模に対して、卒園児、在園児、保護者、職員が多く、来賓は限定的にしたいとの意向ですので、教育委員の出席はありません。中学校については、皆さんの出席をお願いしたいと思います。日程については、真室川中学校が3月16日9時30分から、3つの小学校が3月18日10時から、こども園が3月19日10時から、2つの保育所が3月26日10時から予定されています。

教育長 マスクの着用について、何かございませんか。

遠田委員 マスクを外したくない児童生徒の意思は尊重し、いじめや批判、差別がないよう配慮することが大切だと思いますが、教職員についてはどうなりますか。

教育長 教職員についても、原則、個人の判断に任せることとしております。

鮭延委員 卒業式の際、子どもはマスクつける時とつけないときがあるようですが、マスク持たせるということによろしいですか。

教育長 そのとおりです。4月1日以降また新たな通知があると思われまふので、その際はまたお知らせします。

それでは、子育て支援関係の条例原案や、ドリームキッズについて、何か質問等ございませんか。ドリームキッズについては真室川町ではなかなかいませんでしたが、今回2名認定され、計3名となりました。

教育課長 最初に認定されたドリームキッズの方は、先日の秋山スキー大会の5年女子の部で見事1位でした。

遠田委員 この事業は身体能力を高い子が認定され、育てていくというものでしょうか。

教育長 その通りです。将来の可能性を広げるといふ点で、選ばれることが素晴らしいことだと思います。他にありませんか。

一同 ありません

教育長 次に進みます。日程第4「議案第1号」について事務局説明をお願いします。

教育課長 (真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する原案について説明)

教育長 検討の結果、学校林の借地については返還するといふ形となります。何か意見はございますか。

山田委員 借地について返還するのはいいと思ひますが、安楽城地区には旧差首鍋小学校、旧平枝小学校、旧安楽城小学校の学校林が点在し、真室川あ

さひ小学校の学校林となっています。ほとんど管理が手つかずの状態だ  
と思うので、アクセスの観点や杉の生育状況等にもよると思いますが、  
現地調査をして、活用できる場所は残し、学校林として活用が難しいと  
ころは整理していく方向がいいと思います。

教育長 各校の学校運営委員会でも同様の意見が出ていました。事務局いかが  
ですか。

教育課長 学校林については町有林、分収林、借地があり、借地については今回  
一部を残して返還する内容となっております。全体的に分収林が多い状  
況で、これは森林管理署と契約している土地になります。成林後に伐  
採、販売し、その収益を契約している割合で按分するというものです。  
以前、伐採時期が到来した分収林について、森林管理署で伐採の入札を  
しましたが、応札がありませんでした。学校林全体として、学校では教  
育課程において、活用が難しい面があり、実際、バスで送迎が必要なこ  
と、バスから現地へのアクセスが整備されていないこと、安全対策とい  
った事前準備に大きな労力を要することなどの課題があり、活用にあた  
っては、解決していかなければなりませんので、検討を加えてまいりた  
いと思います。

遠田委員 山林の土地を売っても、それがそのまま収益になるわけではなく、伐  
採する際は、その後の植栽計画がないと伐採の許可が下りないことがあ  
りました。植栽後も植えた苗の下刈りや管理費用を考えると収益として  
はマイナスとなってしまいます。そういった観点から考えると、学校に  
とってメリットがあるかどうか重要になってくると思います。森林学  
習で子どもたちに何を学んでもらうかを明らかし、それに適した学校林  
を残すということを考えないと、今後、大きな負担になってしまうと思  
います。

教育長 真室川小学校の借地についてはアクセスしやすいということもあり、  
今回残す形となります。その他の使用する見込みがない借地については  
費用がかかるため返還するという形となります。分収林の整理について  
も検討が必要になってくると思いますが、事務局いかがですか。

教育課長 分収林については森林管理署との契約が成立している土地なので、伐  
期を迎えても、伐採できない場合は、契約を更新している実情にありま  
す。こちらは、契約に係る費用はありません。

教育長 契約していますが、費用はかからないので、分収林については様子を見  
るといふ形になります。

遠田委員 森林管理署と契約しているということですが、手入れは必要ないので  
しょうか。

教育課長 植栽から相当の年数がたっており、成育しているので、現在は、学校  
としても教育委員会としても手入れはしていない状況です。

教育長 これまでの経過もありますが、今回は整理できる部分を整理する形となります。他に学校林について質問はありませんか。

一同 ありません。

教育長 承認いただきましたので、次の日程第5「議案第2号」について事務局説明をお願いします

教育課長 (真室川町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について説明)

鮭延委員 今までで傍聴者がいたことはありますか。

遠田委員 私が委員になってから、なかったように思います。

教育長 以前、近隣の市町村教育委員会では、教科書採択の会議の際に、傍聴申請があったと聞いています。しかしながら、教科書採択は秘密会となったため、実際の傍聴はなかったようでした。

教育課長 人事案件、教科書採択等は、本町教育委員会でも秘密会としていますが、それ以外は、原則、公開会議となり、傍聴について規定されています。今回の改正に関しては、全国的に傍聴を認めない場合の表現が適当ではないということが指摘されていますので、削除するものです。

山田委員 この規定を削除することで、会議を妨害するなど、これに類した方を排除することができるような十分な規則になっていますか。表現を変えた規定は必要ないでしょうか。

遠田委員 後段において、そういった規制の文言があったように思います。

教育課長 同条各号に、傍聴を認めない場合を列記しておりますが、教育長において傍聴を不相当と認める者を排除する規定がありますので、これに含んで運用することとしております。

教育長 他にございませんか。

一同 ありません

教育長 承認いただきましたので、次の日程第6「議案第3号」について事務局説明をお願いします

栗田補佐 (子育て支援係の補正予算について説明)

山田補佐 (学校教育係の補正予算について説明)

佐藤補佐 (生涯学習係の補正予算について説明)

教育長 令和4年度教育予算補正案の原案について一括で説明いただきましたが、質問等ございますか。

遠田委員 遠距離通学費について、予算よりも決算見込の人数が減り、減額補正案となっています。転出等によるものでしょうか。

山田補佐 小学校分については、転入、転居などを考慮し、余裕を持った当初予算としておりますので、今回、精査のうえ、減額となります。中学校分についてですが、生徒が通学方法を学校に提出する通学届に基づき、援助を決定しております。見込んでいたバス通学よりも自家用車で登校する

生徒が多かったため、差額分を減額したものです。

遠田委員

了解いたしました。

教育長

他にございませんか。

一同

ありません

教育長

承認いただきましたので、次の日程第7「その他」について、事務局から何かございますか。

教育課長

今後の日程について申し上げます。3月6日月曜日、19時から人事案件の臨時教育委員会を開催したいと思いますので、出席についてよろしくお願ひいたします。定例の教育委員会については3月27日月曜日、13時30分からでいかがでしょうか。

一同

問題ありません。

教育長

では3月の定例会は、3月27日月曜日、13時30分からでお願いいたします。

教育長

それでは、日程第8、「閉会」に移ります。みなさんありがとうございました。以上で閉会します。

一同

ありがとうございました。